

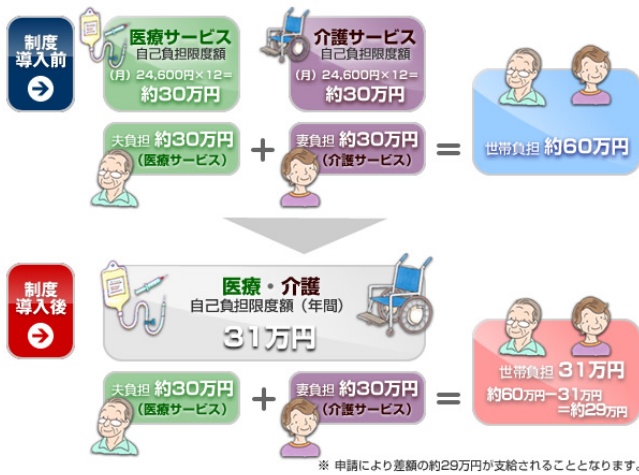
モチベーションの高い会社と社員を創造する いのしし社労士通信

2010. 1. 25
第 19 号

編集・発行 いのしし社会保険労務士事務所 福岡県古賀市千鳥 6-3-10
編集長 所長 中村雅和(社会保険労務士・AFP) TEL: 092-980-5448
http://inoshishisyaroshi.com E-Mail: info@inoshishisyaroshi.com

1面: 高額医療・介護合算療養費制度 2面: 子ども手当と控除廃止～来年度税制改正～

支給例 (75歳以上年金収入のみの方)



例えば、夫婦ともに75歳以上で市町村民税非課税の2人世帯の場合、高額医療・高額介護合算療養費制度の自己負担限度額は31万円になります。1年間に夫の医療費負担が30万円、妻の介護費の自己負担が30万円あった場合、世帯全体での負担額は60万円になりますが、高額医療・高額介護合算療養費制度の支給申請をすることによって、自己負担限度額を超えた分の29万円の支給を受けることができます。

これまで、医療保険、介護保険それぞれについて月単位で限度額を設けて自己負担を軽くする制度(高額療養費制度など)がありました。しかし、両方とも負担している世帯では、やはり家計に与える影響は大きいものです。そこで、平成20年4月にこの制度では、**世帯内の同**位で、さらに自己負担の軽減を図る制度です。

両方の制度を使っている方を対象に設けられたのが、「高額医療・高額介護合算療養費制度」です。同じ世帯で医療と介護の両方を利用した場合に、**年単**位で、さらに自己負担の軽減を図る制度です。



医療と介護を両方フオロ

高額医療・高額介護合算療養費制度

一、**医療保険**(健康保険や国民健康保険、長寿医療制度など)の加入者の方について、1年間(毎年8月1日～翌年8月31日)に「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その自己負担の合計が「高額医療・高額介護合算療養費制度」の自己負担限度額を超えた場合、申請によって、自己負担限度額を超えた金額が支給されます。

日から、初年度分の高額医療・高額介護合算療養費制度の申請受付が始まっています。この制度では、医療保険と介護保険の双方から、自己負担額の比率に応じて支給される仕組みです。そのため、支給を受けるためには、加入している医療保険と介護保険の両方の窓口に申請する必要があります。

年額を計算する1年間の期間は、**毎年8月1日～翌年7月31日**までで、支給の申請は翌年8月1日から行うことができます。

高額医療・高額介護合算療養費制度では、医療保険と介護保険の双方から、自己負担額の比率に応じて支給される仕組みになっています。そのため、支給を受けるためには、加入している医療保険と介護保険の両方の窓口に申請する必要があります。

すでに、平成21年8月1

自己負担限度額の一覧表 (数字は「円」、金額は年額)

	所得層			低所得者	
	加入している保険	上位	一般		
75歳以上	後期高齢者	67万	56万	31万	19万
70歳～74歳	健保又は国保等	67万	56万	31万	19万
70歳未満	健保又は国保等	67万	67万	34万	

本記事の出典は「政府広報オンライン」です。



子ども手当と控除廃止 ～来年度税制改正～

民主党のマニフェストで最も注目されるのが子育て支援。日本の少子化は世界でも類を見ないスピードで進みます。出生率上昇が必須の課題となる中、導入予定の子ども手当は、30万円が給付されます。

20年後、成長した子どもたちの年収が約400万円として、各条件を考慮しても約30万円程度の税

金を毎年納めることになりません。財政上も人口増は絶対に必要なのです。ただし政府は同時に所得税の配偶者控除、扶養控除を行うとしており、家計上に不安が残ります。少し試算してみると、共働き世帯の場合、控除廃止によって、400万円の年収で仮に税率10%としても、小中の子ども

世帯は7万6千円の増税、中高の子どもも世帯が10万1千円の増税となり、子ども手当の方が多いいことになりません。

問題は配偶者が無職で子どもがいらない世帯です。子ども手当は支給されず、配偶者控除がなくなつた場合、配偶者控除分が実質増税となります。仮に税率20%で7万6千円の増税です。

しかも子どもたちが高校生になれば子ども手当はなくなり、一番お金が必要な高校や大学費用の捻出がライフプラン上の課題となります。政府は高校無償化や大学奨学金の条件緩和も検討されていますが、当然、政策上、削られて増税するところがあるはず。

子育てのみならず、年金、介護、教育、環境・・・あなたのライフプランは劇的に変わる、そんな予感がしています。

平成22年度税制改正のポイント

「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の創設とあいまって、年少扶養親族（～15歳）に対する扶養控除（38万円）を廃止する。

高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）を廃止する。

個人住民税については、税体系上の整合性の観点等から、所得税と同様に、年少扶養親族（～15歳）に対する扶養控除（33万円）及び16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止する。

こんな学習会や講演会をしませんか？

農業者向け 農作業事故防止、農業者の労災加入支援
自治体労働組合向け 地方公務員法と労働基準法、労働基本権回復に向けた取り組みについて
起業家・学生向け 「脱サラして即起業！」セミナーなど。多くの講演経験を持つ所長の講演は分かりやすいと評判です。お気軽にご連絡ください！

編集後記

読者のみなさま、あけましておめでとうございます。今年もよろしく願い申し上げます。

我が家には3歳差で続く3人の子どもがおりまして、今年は長女が高校入試、長男が中学入学なのでありました。長女は吹奏楽を究めたいということで、全国レベルらしい某私立女子高に専願で受験、長男はクラブチームでサッカーを続けたいということで、宗像市にある某企業のクラブチームのセレクションに応募。自分が小中学生の頃は、遊び優先でなーんにも考えてなかったのに、今の子はしっかりしています。こんな子に育てた覚えはないのですが（笑）
(中村)

最新判例紹介～米国ジョージア州事件～

（労働経済判例速報 H22.1.20 号より）

米国ジョージア州港湾局の日本事務所で働く職員が、州により解雇され、その無効を争った事例です。

問題になっているのは、こうした外国国家の行為に日本の裁判権が及ぶのか、という、実務にはあまり関係ないけれど、判例としては大変興味深い内容です。

東京高裁は、ジョージア州の解雇権については、外国の主権的行為なので、日本の裁判権は及ばない、と判決しましたが、最高裁はその判断を覆し、「解雇」という私法的ないし業務管理的な行為については、その国の主権を侵害する恐れがあるなど、特段の事情がない限りは、日本の裁判権の及ぶところである、と判示しました。

ここ数ヶ月、普天間基地の返還うんぬんが取りざたされている中、ある意味タイムリーな判例でした。

ご意見、ご感想はこちらまで
TEL：092-980-5448 FAX：092-944-5689
E-Mail：info@inoshishisyaroshi.com
811-3113 福岡県古賀市千鳥 6-3-10
いのしし社会保険労務士事務所 中村雅和

